

## (4) 緊急時の対応

### 1) 盗難・暴行にあったら

学外で自分の持ち物を盗まれたり、他人にケガをさせられた場合はすぐに「110番」（警察）に電話してください。また、盗難にあうなど自分の所有物を紛失した場合は、近くの交番か警察署に行き「盗難届」「紛失届」を提出してください。

※パスポートを紛失した場合は、大使館に再発行してもらうことになりますが、その場合、警察署が発行する「盗難・遺失届出証明書」が必要になります。

※在留カードを紛失した場合は、住居地の入国管理局で再発行をしてもらうことになりますが、その場合も警察署が発行する「盗難・遺失物届出証明書」が必要になります。

これらの事態の応急処置が終わったら、まず国際教育センター、学部／研究科事務室、学生オフィスに相談するようしてください。

また、最近、大学内の盗難が発生しています。ほんの一瞬目を離した隙に事件は起こっています。学内であっても各自の持物管理は本人の責任です。貴重品は放置することなく常に自分自身で管理してください。特に、自転車の盗難が目立ちますので注意してください。学内で被害にあったらまず国際教育センター、学部／研究科事務室、学生オフィスに相談してください。

### 2) 突然重い病気になったり・大けがをしたら

急に重い病気になったり、事故などで大けがをした場合には、周囲の人にお願いするか自分で「119番」に電話して通報してしてください。救急車が病院へ搬送してくれます。また、これらの事態の応急処置が終わったら、各キャンパスの国際教育センター、学部／研究科事務室、学生オフィスに相談してください。

### 3) 交通事故にあったら

通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故に遭わないためには細心の注意を払うことが必要です。加害者になり、学業が続けられなくなることもありますので、保険に加入するなど十分な備えも必要です。

### ①治療を受ける

交通事故で、負傷者が重傷な場合には、「119番」に電話して救急車を呼び病院に運びます。その時には大けがに感じられなくても、時間が経つと痛みが激しくなったり、後遺症が残ることもあるので、必ず病院で診断・治療を受けてください。「119番」は日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で通話できます。

### ②警察に連絡して「事故届」を出す

警察に「110番」して、以下の点を確認してください。

- a) 事故の相手の住所・氏名・電話番号を確認
- b) 警察に事故発生を通知して警察官の立会いを求める

警察が来て調査を作成します。調査は事故の発生を証明し、どちらに責任があるかを判断する上で重要な資料になります。

### ③治療費や損害賠償の交渉

負傷の治療が済むと、被害者と加害者の間で、治療費や損害賠償について交渉することになります。

この交渉はかなり複雑なものとなりがちです。よく知っている日本人に相談するか、国際教育センター、学部／研究科事務室、学生オフィスに相談してください。

あと、自分がどんな保険（海外留学保険、賠償責任保険、医療保険など）に加入しているのかについても把握しておいてください。

なお、交通事故の相談場所として、下記の交通事故相談所があります。

相談場所	連絡先
京都市消費生活総合センター（交通事故相談）	075-256-2140
京都府交通事故相談所	075-414-4274
滋賀県交通事故相談所	077-528-3425
茨木市市民相談室	072-620-1603

### 4) 災害にあつたら

地震、風水害、火災などの災害にあった時には、まず自分の身を守ることが必要です。災害にあった時に、落ち着いて、的確な判断と安全な行動がとれるよう「緊急災害対応ハンドブック(学生用)」を配布していますので、ぜひ活用してください。

また、自然災害等により学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした場合、一日も早く学生が通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援制度として「JASSO支援金」があります。支給額は10万円（返還不要）の予定です。申請は学生オフィスで隨時受け付けています。

## 5) 医療機関について

### ① 各キャンパス近隣医療機関

立命館大学の近くにある医療機関については保健センターより配布されている「立命館大学健康ハンドブック」の「各キャンパス近隣医療機関のご案内」を参照してください。

### ② 外国語が通じる病院、医院

#### a) 京都府

・「京都健康医療よろずネット」をご参考ください。

<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenu1t01.aspx>

#### b) 滋賀県

・「医療ネット滋賀」をご参考ください。

<https://www.shiga.iryō-navi.jp/qqport/kenmintop/>

#### c) 大阪府

・「大阪府医療機関情報システム」をご参考ください。

<http://www.mfis.pref.osaka.jp/apqq/qq/men/pwtpmenu1t01.aspx>

下記電話相談窓口で外国語が通じる病院の案内を受けることができます。

問い合わせ先	TEL	言語	曜日	時間
AMDA国際医療情報センター	03-6233-9266	英語、中国語、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語 ※日によって対応できる言語が異なりますので、事前に確認してください。	月～金	10:00～15:00

### ③ 医療通訳について

京都府と滋賀県には日本語を母国語としない外国人の皆さんのが医療サービスを受けられるように医療通訳（無料）を利用できる病院があります。利用には予約が必要です。利用を希望する場合は、以下で利用可能な病院や言語について確認してください。

多文化共生センターきょうと <http://www.tabunkakyoto.org/>

また、上記のAMDA国際医療情報センターでも相談できます。

④ 病院・診療所が休みのときに急病になったら

下記の休日診療所をご利用ください。

a) 京都府

病院名	住所・電話	診療科目
京都市急病診療所	京都市中京区西ノ京東梅尾町 6 番地 (京都府医師会館 1 階) 電話 : 075-354-6021	内 科 眼 科 耳鼻咽喉科

b) 滋賀県

病院名	住所・電話	診療科目
湖南広域休日急病診療所	滋賀県栗東市大橋 2-7-3 (済生会滋賀県病院前) 電話 : 077-551-1599	内 科

c) 大阪府

病院名	住所・電話	診療科目
茨木市保健医療センター 附属急病診療所	茨木市春日三丁目 13 番 5 号 (茨木市保健医療センター内) 電話 : 072-625-7799	内 科 歯 科

<注意事項>

- ・日本語が話せない場合は、通訳できる方を介してください。
  - ・診療科目によって診察時間等が異なりますので、事前にウェブサイト等で確認してください。
  - ・紹介した病院・診療所以外にも、急病対応をする病院・診療所がありますので、ウェブサイト等で確認してください。
- なお、ウェブサイトの情報が更新されていない場合があります。診療を受ける前に電話で問い合わせを行ってください。

健康等に関わっては、保健センターが発行している「健康ハンドブック」をご参照ください。